

無権代理行為の追認 宅建 H26-02-ア 《#484》

【問】 正誤をつけよ。

代理権を有しない者がした契約を本人が追認する場合、その契約の効力は、別段の意思表示がない限り、追認をした時から将来に向かって生ずる。

【答え】 誤り

《ポイント》 無権代理行為の追認

追認は、別段の意思表示がないときは、**契約の時にさかのぼってその効力を生ずる**。（民法 116 条 1 項本文）